

報道関係者 各位

平成26年11月27日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 沖田秀之（内線5080）

主任地方産業安全専門官 白名 弘（内線5081）

TEL 0852-31-1157

年末年始に向け労働災害防止対策を緊急要請します

～島根県内の労働災害が急増しています。安全衛生管理活動の強化を～

平成26年の県内の労働災害は、10月末現在において553人と前年同期比で42人の増加（8.2%増）、前々年同期比でも9人の増加（1.7%増）と2年連続して増加しています（別添資料参照）。

年末年始は災害が増加する可能性が高く、特に本年は災害が全国的に増加していることから、島根労働局（局長 ふるたこうしょう 古田宏昌）は、別紙「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」実施要綱に基づき島根県内の労働災害防止団体傘下事業場等に対し、下記のとおり年末年始の安全衛生管理活動の強化を要請します。

1 要請事業場等

労働災害防止団体（別紙要請先名簿の7団体）のほか、平成26年に労働災害を発生させた事業場を予定。

2 要請方法

上記団体に対して別添1、災害発生事業場に対して別添2の要請文を送付。

3 要請事項

別紙のとおり。

「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」実施要綱

1 趣 旨

平成 26 年の当局管内における労働災害は、平成 26 年 10 月末現在において 553 人と前年同期比で 42 件の増加(8.2%)、前々年同期比でも 9 件の増加(1.7%)で、2 年連続して増加している。

職場の安全と健康が確保されることは、働く人々にとって幸福な家庭生活を営む上で基本的な大前提であり、本来労働災害はあってはならないものである。

労働災害防止対策を実効あるものにするためには、経営トップが先頭になって、法令に規定される最低基準の災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場におけるリスクアセスメント、ヒヤリ・ハット活動、指差呼称運動等を実施し、適切な労働災害防止対策を講じることが重要である。

このような状況に鑑み、労働災害を根絶するために、「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」として、年末年始に向けて、労働災害防止対策強化期間を設けて、県下における各関係労働災害防止団体、各事業場における活発な安全衛生活動等を促進することとする。

2 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日まで

3 取組内容

(1) 労働局、労働基準監督署の実施事項

① 広報の実施

労働災害発生状況及び緊急対策の内容の広報を実施し、関係者に対して、注意喚起と対策への協力を要請する。

② 労働災害防止団体に対する協力要請

(一社)島根労働基準協会、建設業労働災害防止協会島根県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部等の労働災害防止団体に対して、緊急対策の周知及び自主的パトロール等の強化を要請する。

③ 安全衛生指導の実施

県内の各監督署において、労働災害防止の取り組みを強化する。

(2) 労働災害防止団体の実施事項

① 傘下の事業場に対する周知徹底

② 自主的な安全パトロールの実施

(3) 各事業場における実施事項

① 経営トップによる現場巡視、安全パトロール等の実施

② 職場、現場、作業場等における安全衛生点検の実施

③ 職場、現場、作業場等における災害事例、ヒヤリ・ハット事例等の収集

④ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムをはじめとした自主的な安全衛生管理活動の実施

⑤ 作業標準等の内容の見直し及び整備

⑥ 非定常作業における労働災害防止対策の実施

⑦ 4 S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底

⑧ 指差呼称の実施

⑨ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の実施

⑩ 冬場の路面の凍結等による転倒災害の防止対策

各事業場において取り組んでいただく要請事項

- ① 経営トップによる現場巡視、安全パトロール等の実施
- ② 職場、現場、作業場等における安全衛生点検の実施
- ③ 職場、現場、作業場等における災害事例、ヒヤリ・ハット事例等の収集
- ④ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムをはじめとした自主的な安全衛生管理活動の実施
- ⑤ 作業標準等の内容の見直し及び整備
- ⑥ 非定常作業における労働災害防止対策の実施
- ⑦ 4 S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底
- ⑧ 指差呼称の実施
- ⑨ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の実施
- ⑩ 冬場の路面の凍結等による転倒災害の防止対策

平成26年(1月～10月)労働災害発生状況

別添資料

		全署計									
		24年		25年		26年		死傷者数24年対比		死傷者数25年対比	
業種		死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率(%)	増減数	増減率(%)
		全産業計(除鉱山法適用)		5	544	12	511	7	553	9	1.7
製造業	食料品	0	21	0	34	0	31	10	47.6	▲3	▲8.8
	繊維・衣服	0	2	0	3	0	3	1	50.0	0	0.0
	木材・木製品	0	20	0	9	0	13	▲7	▲35.0	4	44.4
	家具・装備品	0	3	0	1	0	4	1	33.3	3	300.0
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本	0	0	0	2	0	6	6	0.0	4	200.0
	化学	0	4	0	5	0	5	1	25.0	0	0.0
	窯業・土石	0	12	0	15	0	18	6	50.0	3	20.0
	鉄鋼・非鉄	1	11	0	4	0	9	▲2	▲18.2	5	125.0
	金属製品	0	2	0	1	0	11	9	450.0	10	1000.0
	機械器具	0	17	3	23	0	14	▲3	▲17.6	▲9	▲39.1
	その他の製造業	0	12	0	6	0	14	2	16.7	8	133.3
	小計	1	104	3	103	0	128	24	23.1	25	24.3
鉱業		0	2	1	2	0	1	▲1	▲50.0	▲1	▲50.0
建設業	土木	1	36	3	35	1	25	▲11	▲30.6	▲10	▲28.6
	木造建築	0	23	0	17	1	19	▲4	▲17.4	2	11.8
	その他の建築	0	19	1	31	1	21	2	10.5	▲10	▲32.3
	その他	0	13	0	9	1	18	5	38.5	9	100.0
	小計	1	91	4	92	4	83	▲8	▲8.8	▲9	▲9.8
運交 輸通	道路貨物運送	0	38	1	30	0	40	2	5.3	10	33.3
	その他の運輸	1	10	0	9	0	7	▲3	▲30.0	▲2	▲22.2
林業	伐木・搬出	0	22	0	24	1	22	0	0.0	▲2	▲8.3
	造林・その他の林業	1	25	0	13	0	31	6	24.0	18	138.5
	小計	1	47	0	37	1	53	6	12.8	16	43.2
第三次産業	小売業	0	63	0	69	0	47	▲16	▲25.4	▲22	▲31.9
	社会福祉施設	0	49	0	42	0	48	▲1	▲2.0	6	14.3
	飲食店	0	15	0	11	0	9	▲6	▲40.0	▲2	▲18.2
	その他の第三次産業	1	101	2	97	2	117	16	15.8	20	20.6
	小計	1	228	2	219	2	221	▲7	▲3.1	2	0.9
その他		0	24	1	19	0	20	▲4	▲16.7	1	5.3

注:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。 注4:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

島労発基 1120 第 1 号
平成 26 年 11 月 20 日

別記の災害防止団体の長 殿

島根労働局長

「島根年末・年始労働災害防止緊急対策」の実施について（要請）

平成 26 年の当局管内における労働災害は、平成 26 年 10 月末現在において 553 人と前年同期比で 42 件の増加(8.2%)、前々年同期比でも 9 件の増加(1.7%)と 2 年連続して増加しております。(別添「平成 26 年労働災害発生状況」及び「平成 26 年死亡災害発生一覧」参照。)

職場の安全と健康が確保されることは、働く人々にとって幸福な家庭生活を営む上で基本的な大前提であり、本来労働災害はあってはならないことです。

労働災害防止対策を実効あるものにするためには、法令に規定される最低基準の災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、適切な労働災害防止対策を講じることが必要であり、そのためにはまず経営トップが先頭に立ち、職場に潜在する危険性又は有害性を特定し、低減していくことが重要であります。

このような状況に鑑み、これから迎える年末年始期間中における死亡労働災害を含めた労働災害を根絶するために、別添のとおり「島根 年末・年始労働災害緊急対策実施要綱」を策定し展開することとしました。

つきましては、本緊急対策の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場に対して労働災害防止対策の徹底について周知・指導していただきますよう要請いたします。

要 請 先 名 簿

- ・ (一社)島根労働基準協会
- ・ 建設業労働災害防止協会島根県支部
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会島根県支部
- ・ (一社)日本砕石協会島根県支部
- ・ (公社)建設荷役車両安全技術協会島根県支部
- ・ (一社) 島根県建築組合連合会

「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」実施要綱

1 趣 旨

平成 26 年の当局管内における労働災害は、平成 26 年 10 月末現在において 553 人と前年同期比で 42 件の増加(8.2%)、前々年同期比でも 9 件の増加(1.7%)で、2 年連続して増加している。

職場の安全と健康が確保されることは、働く人々にとって幸福な家庭生活を営む上で基本的な大前提であり、本来労働災害はあってはならないものである。

労働災害防止対策を実効あるものにするためには、経営トップが先頭になって、法令に規定される最低基準の災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場におけるリスクアセスメント、ヒヤリ・ハット活動、指差呼称運動等を実施し、適切な労働災害防止対策を講じることが重要である。

このような状況に鑑み、労働災害を根絶するために、「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」として、年末年始に向けて、労働災害防止対策強化期間を設けて、県下における各関係労働災害防止団体、各事業場における活発な安全衛生活動等を促進することとする。

2 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日まで

3 取組内容

(1) 労働局、労働基準監督署の実施事項

① 広報の実施

労働災害発生状況及び緊急対策の内容の広報を実施し、関係者に対して、注意喚起と対策への協力を要請する。

② 労働災害防止団体に対する協力要請

(一社)島根労働基準協会、建設業労働災害防止協会島根県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部等の労働災害防止団体に対して、緊急対策の周知及び自主的パトロール等の強化を要請する。

③ 安全衛生指導の実施

県内の各監督署において、労働災害防止の取り組みを強化する。

(2) 労働災害防止団体の実施事項

- ① 傘下の事業場に対する周知徹底
- ② 自主的な安全パトロールの実施

(3) 各事業場における実施事項

- ① 経営トップによる現場巡視、安全パトロール等の実施
- ② 職場、現場、作業場等における安全衛生点検の実施
- ③ 職場、現場、作業場等における災害事例、ヒヤリ・ハット事例等の収集
- ④ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムをはじめとした自主的な安全衛生管理活動の実施
- ⑤ 作業標準等の内容の見直し及び整備
- ⑥ 非定常作業における労働災害防止対策の実施
- ⑦ 4 S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底
- ⑧ 指差呼称の実施
- ⑨ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の実施
- ⑩ 冬場の路面の凍結等による転倒災害の防止対策

平成26年(1月～10月)労働災害発生状況

業種	全署計						松江署						出雲署			浜田署			益田署													
	25年		26年		増減数	増減率(%)	25年		26年		増減数	25年		26年		増減数	25年		26年		増減数	25年		26年		増減数						
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者				
全産業計(除鉱山法適用)	12	511	7	553	42	8.2	3	196	3	216	20	1	10	0	19	9	4	167	2	185	18	5	82	1	89	7	0	66	1	63	▲3	
製造業	食料品	0	34	0	31	▲3	▲8.8		12		14	2				2	2		10		14	4		8		2	▲6		4		1	▲3
	繊維・衣服	0	3	0	3	0	0.0		1			▲1				0	0		1		1	0		1			▲1				2	2
	木材・木製品	0	9	0	13	4	44.4		5		1	▲4				0	0		2		6	4		1		2	1		1		4	3
	家具・装備品	0	1	0	4	3	300.0		1		2	1				0	0				1	1					0				1	1
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本	0	2	0	6	4	200.0					0				0	0		1		3	2		1		2	1				1	1
	化学	0	5	0	5	0	0.0		2			▲2				0	0		1		1	0				1	1		2		3	1
	窯業・土石	0	15	0	18	3	20.0		4		4	0				1	1		9		8	▲1		2		6	4					0
	鉄鋼・非鉄	0	4	0	9	5	125.0		1		4	3				0	0				1	1					0		3		4	1
	金属製品	0	1	0	11	10	1000.0				5	5				0	0				5	5		1		1	0					0
	機械器具	3	23	0	14	▲9	▲39.1	1	10		6	▲4				0	0	2	12		7	▲5		1		1	0					0
	その他の製造業	0	6	0	14	8	133.3		2		6	4				0	0		3		3	0		1		3	2				2	2
小計	3	103	0	128	25	24.3	1	38	0	42	4	0	0	0	3	3	2	39	0	50	11	0	16	0	18	2	0	10	0	18	8	
鉱業	1	2	0	1	▲1	▲50.0	1	2		1	▲1	1	1		▲1	▲1					0					0					0	
建設業	土木	3	35	1	25	▲10	▲28.6		13	1	3	▲10		1		▲1	▲1		9		9	0	3	10		8	▲2		3		5	2
	木造建築	0	17	1	19	2	11.8		5		1	▲4		1		▲1	▲1		6		8	2	4	1	9	5	2	2	1	▲1	▲1	
	その他の建築	1	31	1	21	▲10	▲32.3		9	1	9	0				1	1		10		5	▲5	1	7		5	▲2		5		2	▲3
	その他	0	9	1	18	9	100.0		5		12	7		1		▲1	▲1		1	1	4	3		2		2	0		1			▲1
小計	4	92	4	83	▲9	▲9.8	0	32	2	25	▲7	0	3	0	1	▲2	0	26	1	26	0	4	23	1	24	1	0	11	0	8	▲3	
運輸	道路貨物運送	1	30	0	40	10	33.3	1	16		19	3				0	0		10		9	▲1		4		9	5				3	3
	その他の運輸	0	9	0	7	▲2	▲22.2		4		5	1				1	1		4		2	▲2					0		1			▲1
林業	伐木・搬出	0	24	1	22	▲2	▲8.3				3	3				3	3		13	1	11	▲2		3		3	0		8		5	▲3
	造林・その他の林業	0	13	0	31	18	138.5		3		9	6				1	1		2		8	6		5		7	2		3		7	4
	小計	0	37	1	53	16	43.2	0	3	0	12	9	0	0	0	4	4	0	15	1	19	4	0	8	0	10	2	0	11	0	12	1
第三次産業	小売業	0	69	0	47	▲22	▲31.9		30		18	▲12		1		▲1	▲1		25		14	▲11		7		9	2		7		6	▲1
	社会福祉施設	0	42	0	48	6	14.3		15		19	4				7	7		8		14	6		6		9	3		13		6	▲7
	飲食店	0	11	0	9	▲2	▲18.2		5		5	0				0	0		4		3	▲1					0		2		1	▲1
	その他の第三次産業	2	97	2	117	20	20.6		42	1	62	20		1		2	1	2	31		42	11		13		7	▲6		11	1	6	▲5
	小計	2	219	2	221	2	0.9	0	92	1	104	12	0	2	0	9	7	2	68	0	73	5	0	26	0	25	▲1	0	33	1	19	▲14
その他	1	19	0	20	1	5.3		9		8	▲1		4		1	▲3		5		6	1	1	5		3	▲2				3	3	

別添

注1: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。 注2: 増減数と増減率は、前年同月比。
 注3: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。 注4: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

平成26年死亡災害発生一覧

島 根 労 働 局

平成26年10月31日現在

No.	発生月	業種	発生状況
1	1月	建設業	被災者らは、山中で試験作業を行っていたが、装備が不足していたため、作業を中断して下山することにした。 先に下山した作業員らは、被災者が下山してこないため捜索したところ、山道から法面下方約10mの立木に、意識不明の被災者が引っかかっているところを発見したものの。
2	3月	金融・広告業	業務による強い心理的負荷を受けたことにより、精神障害を発症して自殺したものの。
3	5月	建設業	木造家屋改築工事において、瓦を葺く作業のため1階屋根上を歩行中、3.61m下の地面に墜落したものの。
4	5月	建設業	変電所の設備の点検を行うため、点検範囲の停電措置を取ったが、被災者は活線区域の両端に「危険」表示を設置の上、母線の取付け部分の碍子をウエスで拭こうとしたところ感電したものの。
5	6月	建設業	新築建物躯体の3階において、足場から木製型枠の解体作業を行っていたが、同僚が様子を見に行ったところ、足場から2.5m下の床面に意識不明の状態で倒れている被災者を発見したものの。
6	9月	林業	立木にかかり木となっていた枯れ松を処理するため、数回に分けてチェーンソーにより元玉切りを行っていた際、落下したかかり木に激突されたものの。
7	10月	清掃・と畜業	高さ約6.5mにある天井部分のH鋼にはしごをかけて、設備の断線箇所の確認作業を行うためにはしごを昇ったところ、はしごが真ん中から折れ、墜落したものの。

平成 26 年 11 月 20 日

事業者 各位

島根労働局

「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」の実施について（要請）

平成 26 年の島根県内で発生した労働災害は、平成 26 年 10 月末現在において 553 人と前年同期比で 42 件の増加(8.2%)、前々年同期比でも 9 件の増加(1.7%)で、2 年連続して増加しております。

職場の安全と健康が確保されることは、働く人々にとって幸福な家庭生活を営む上で基本的な大前提であり、本来労働災害はあってはならないものであります。

労働災害防止対策を実効あるものにするためには、法令に規定される最低基準の災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、適切な労働災害防止対策を講じることが必要であり、そのためにはまず経営トップが先頭に立ち、職場に潜在する危険性又は有害性を特定し、低減していくことが重要であります。

これから迎える年末年始期間中における労働災害を根絶するために、より一層の自主的安全衛生管理活動の推進をお願いいたします。

年末年始期間中に実施いただきたい事項

- ① 経営トップによる現場巡視、安全パトロール等の実施
- ② 職場、現場、作業場等における安全衛生点検の実施
- ③ 職場、現場、作業場等における災害事例、ヒヤリ・ハット事例等の収集
- ④ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムをはじめとした自主的な安全衛生管理活動の実施
- ⑤ 作業標準等の内容の見直し及び整備
- ⑥ 非定常作業における労働災害防止対策の実施
- ⑦ 4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底
- ⑧ 指差呼称の実施
- ⑨ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の実施
- ⑩ 冬場の路面の凍結等による転倒災害の防止対策